

介護保険制度

平成27年度の介護保険料額が決まりました

納入通知書（介護保険料額決定通知書）を送付します

本年度の介護保険料が決定しました。この通知書には介護保険料の算定根拠と支払方法・納期限が記載されています。平成26年中の所得によって、保険料が増減することや、納め方が変わることがありますのでご確認ください。

保険料の納め方

●特別徴収

年金からの天引きによる納付（年6回の年金支給月）

※4・6月は平成25年中の所得で仮に計算していましたが、6月に平成26年中の所得が確定するため、8月以降の保険料で調整します。

●普通徴収

納付書払いや口座振替による納付（6月から翌年1月まで毎月）

※口座振替には申し込みが必要です。市役所・支所または市内各金融機関で受け付けています。なお、前年度までに口座振替で納付している人は手続不要です。



日本年金機構からの「年金振込通知書」と一致しないことがあります

日本年金機構から送付される「年金振込通知書」は、年金支払額や天引きされる保険料などをお知らせするものです。

8月以降の介護保険料について、「年金振込通知書」に記載された介護保険料と、市から送付する「納入通知書（介護保険料額決定通知書）」に記載された介護保険料が一致しないことがあります。実際に天引きされる介護保険料は、市から送付する納入通知書に記載された金額です。

8月から介護保険負担限度額認定証の認定条件が変わります

認定条件が変わります



介護保険制度では、施設サービスや短期入所サービスを利用する際の食費・居住費（滞在費）は自己負担となっています。

次に当てはまる要介護認定者は、申請により「介護保険負担限度額認定証」が交付され、自己負担額が軽減されます。

●対象者とその段階

第1段階：生活保護の受給者および世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けている人
第2段階：世帯全員が住民税非課税で、前年の「合計所得金額＋課税年金収入」が80万円以下の人

第3段階：世帯全員が住民税非課税で、右記に当てはまらない人

●8月以降に追加される条件

次に当てはまる人は、8月以降は認定証の交付対象にならなくなります。
・住民票上、世帯が異なる配偶者が課税されている人
・預貯金や有価証券などが、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える人

●申請手続 新規申請

負担限度額認定申請書と預金通帳の写しを窓口（高齢者支援課、合志庁舎市民課、各支所）に提出してください。

※平成27年1月1日時点で住民票上の世帯が分かれている配偶者の住民票（住民登録）が本市にない場合、平成27年度の住民税課税証明書が必要です。

●更新申請

有効期限が7月31日までの認定証をお持ちの人には更新のお知らせを送付します。引き続き認定を受ける場合は、毎年更新手続きが必要です。早めに申請してください。

※前年の所得に応じて判定しますので、認定証が交付されない場合もあります。また、世帯員に未申告の人がいる場合も交付されませんのでご注意ください。

●問い合わせ先

高齢者支援課 高齢者保険班
（西合志庁舎）
☎（242）1109

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ 新しい保険証などを送付します

新しい保険証は黄色です

後期高齢者医療制度の新しい保険証を送付します。

現在の水色の保険証の有効期限は7月31日です。新しい黄色の保険証を7月中旬に簡易書留郵便（受け取りには印鑑などが必要）で送ります。8月1日からは新しい黄色の保険証を使ってください。

対象者は自己負担額が軽減されます

医療機関の窓口で支払う医療費や入院時の食事が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

●対象

世帯全員が住民税非課税（負担区分が低所得ⅡまたはⅠ）の人

●申請

認定証を持っていない人で交付対象になる人は、高齢者支援課・合志庁舎市民課・各支所で申請してください。申請には保険証と印鑑が必要です。

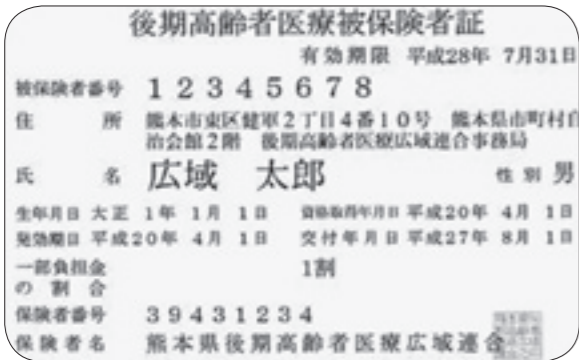
●更新

現在水色の認定証を持っている人で、8月1日以降も対象になる人には、新しい黄色の認定証を、保険証と同封して送ります。更新手続きは不要です。

75歳未満の人も加入できます

65歳から74歳で一定の障がいのある人は、任意の申請により広域連合の障がい認定を受けることで、後期高齢者医療制度に加入できます。詳しくはお問い合わせください。

見本



平成27年度後期高齢者医療 保険料額をお知らせします

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。本年度の保険料の納め方と金額を必ずご確認ください。

保険料の増減などにより、納め方が変わることがありますのでご確認ください。

●保険料の納め方

●特別徴収
年金からの天引きによる納付（年6回の年金支給月）
※事前の申し出により、口座振替に変更することができます。

●普通徴収
納付書払いや口座振替による納付（7月から翌年2月まで毎月）

※口座振替にするには事前の申し込みが必要です。

●保険料の算定方法

平成27年度の保険料率は次のとおりです。前年度から据え置かれています。

均等割額	47,900円
+	所得割額 (総所得金額等 - 33万円) × 9.26%
	保険料額 (年額)

●保険料の軽減対象が拡大されました
本年度から保険料の均等割額の軽減基準が見直され、軽減対象者が増えます。——部分が変更箇所です。



軽減割合	世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等
9割軽減	【基礎控除額 33万円】を超えない世帯で、年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで、所得が0円となる場合
8.5割軽減	【基礎控除額 33万円】を超えない世帯
5割軽減	【基礎控除額 33万円 + 26万円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯
2割軽減	【基礎控除額 33万円 + 47万円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯

●問い合わせ先
高齢者支援課 高齢者保険班
（西合志庁舎）
☎（242）1109